

財関第903号
平成30年6月13日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

税関官署の開庁時間についての一部改正について

税関官署の開庁時間について（平成20年3月31日財関第348号）の一部を下記のとおり改正し、平成30年6月16日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関官署の開庁時間についての一部を次のように改正する。
「横浜税關における税関官署の開庁時間について」を別紙のように改める。